

令和4年6月定例総会

令和4年6月10日開催

議 事 録

土佐清水市 農業委員会

令和4年度第3回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年6月10日（金） 午後3時～午後4時00分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室

3. 出席委員（13人）

会長	1番	上野 貴生
農業委員	2番	野老山卓男
	3番	尾崎 和代
	4番	池田 克彦
	5番	岡崎 直正
	推進委員	1番
2番		弘田 好希
3番		田邊 昌一
4番		池 俊伸
5番		上野 清吉
6番		坂本 直幸
7番		宮上 昌三
8番		岡田 弘重

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

議案第3号 その他の件について

① 農地を農業用施設用地に転用する届出について（報告）

② 次回開催日

6.農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長兼農林水産課長補佐	早川 幸夫
事務局員	田邊 元寛
農林水産課農業係	中脇 成哉

議長
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、6月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告いたします。

本日は遅刻・欠席ともにありません。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

議案第3号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

3番 尾崎 委員

5番 岡崎 委員の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議についての審議を行います。

担当者より説明を求めます。

事務局
(早川)

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議につ

いて、説明いたします。

1 ページをお願いします。

申請者の氏名等について、譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。事由は、売買による所有権移転により許可を求めるものです。

許可を受けたい農地の所在は、記載のとおり 2 筆あり、地目は田、現況も田となっており、面積は、合計で 928 m²です。金額については、記載のとおりとなっております。

譲受人は、畜産業（養豚業）を営んでおり、当該土地は養畜のために牧草を栽培していくとの申請内容で、当該土地の周りも譲受人の農地や養豚の畜舎があります。

農地法第 3 条第 2 項には、7 つの条件がありますので、農地法第 3 条調書を説明いたします。5 ページをお願いします。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

「全部効率利用」とは、現在所有している農地の状況も含まれますので、申請者が所有する農地計 18,380 m²について、農地台帳で確認を行いました。

申請者は、その農地を利用して農業及び畜産業を行っており、今回、購入した農地についても、養豚業（養畜）のための牧草栽培を行うと

のことです。

農地法第3条第2項第2号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。譲受人は、個人であり該当ありません。

農地法第3条第2項第3号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、信託ではないので該当ありません。

農地法第3条第2項第4号の「農作業常時従事」の確認です。

常時従事日数は、年間150日以上となっており、申請者は、202日の農業従事日数であり、150日以上であるため問題がないと考えます。

農地法第3条第2項第5号の「下限面積」の確認です。

今回申請する農地は、928 m²で、現在所有する農地と合計で19,308 m²の農地を所有することとなり、土佐清水市が定める農地取得に必要な30aを越えており、農地取得は可能です。

営農の継続性ですが、申請者は、農業経験が40年を超えている方で、農機具の保有状況は、トラクター1台、軽トラ1台を保有しており、その他の必要な機械は借りており、申請地を含む面積経営についても問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第6号の「転貸禁止」の確認です。

譲受人が譲り受けた農地は自らが耕作を行うため、転貸にあたりません。

農地法第3条第2項第7号の「地域調和」の確認です。

取得した農地については、地域の農地維持活動に参加する予定であり、今後も農地として活用するため近隣農地にも支障が生じないと考えられます。また、取得した農地の回りの農地のほとんどが申請者の所有となっております。

農地の位置図については、2ページ、3ページをご覧ください。

農地の現況写真については、4ページをご覧ください。

以上の申請を5月9日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、上野委員に現地の確認を行ってもらっています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

上野委員

この2筆を所有すると全部自分の土地になります。

非常に効率よく使えるようになると思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

尾崎委員

養豚場をしているということですが、すでに採草放牧地 7,250 m²あ

ると書いていますが、ここに養豚の設備も入っているのですか？

事務局
(早川)

設備も入っています。

尾崎委員

それ以外にも草を作って、今回も牧草栽培を予定されていますが、

何に使われるものですか？

事務局
(早川)

草がエサになると思います。

議長
(上野会長)

他にありませんか？

ないようですので、これより採決に移ります

議案第1号農地法第3条の規定による許可の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第2号農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局
(中脇)

議案書7ページをお開きください。議案第2号 農用地利用集積計

画（利用権の設定）の審議について、整理番号4-002をご説明しま

す。借受人は加久見地区で、主に水稻の栽培をしております法人で、

今回、育苗ハウス建設のため新たに利用権設定をしたいとのことで

す。借受人、地区、氏名、住所は記載のとおりです。

所在地は記載のとおり、地目は田、面積70認定2㎡、県の事業を活

用し育苗ハウスを建設する予定となっております。

賃料については、10aあたり米30kgの物納で行う予定です

始期につきましては令和4年6月16日、終期は令和19年6月15日

までの15年間となっております。

8ページに航空写真、9ページに現況写真を添付しております。

借受人の農業経営の状況については、構成員が25名、主要な農機具

の保有状況についてはトラクター1台、乾燥機2台、籾摺機1台、田

植機1台となっております。また、農地所有適格法人の法人要件を満

たしています。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い
します。

岡田委員

場所もいい所です。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

岡崎委員

育苗ハウスを建てると言うことですが、やはり水稻の苗は露地より
ハウスでやったほうがいい苗ができますので是非ともやって頂きた
い。

池田委員

是非ともよろしくお願いいたします。

宮上委員

規模拡大のためにやるのだからやってほしいと思います

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします

議長
(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第3号その他の件について

①農地を農業用施設用地に転用する届出について

事務局の説明をお願いします。

事務局
(早川)

それでは、農地を農業用施設に転用する届出について、説明いたします。11ページをお願いします。

農地法施行規則第29条第1項で、2アール未満（200㎡未満）の農業用施設を建設する場合、農業委員会に届出をしなければならないとなっており、その届出がありましたので、報告いたします。

届出者の住所、氏名は記載のとおりです。

12ページに位置図（航空写真）、13ページに現況写真、14ページに平面図がありますので、ご確認をお願いします。

届出のあった農地は、借用している農地で、所有者の方の承諾書を提出していただき、農業用倉庫の設営を所有者が承諾したことも確認しております。

現地確認には、池委員に行ってもらいました。

以上の届出書の提出がありましたので、ご報告いたします。

議長
(上野会長)

それでは、次回開催日について

次回の定例総会は、令和4年7月7日（木）午後3時から、会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かございませんか？

事務局
(早川)

今年度の農業委員会の活動について、昨年度は、下川口で保育園の園児にもご協力いただいて「芋栽培」を行ってきましたが、今年度は、下ノ加江の小学校の児童にトマトの収穫体験等ができないか、地域の農業に関心をもってもらえるなどの案があり、上野会長にご相談したところ、ご協力いただけるとご了解いただいております。下ノ加江の児童数12名となっており、コロナ禍ですので、密を避けて活動するという制限もあり、今年度の下ノ加江小学校においては、密を避けて対応ができると考えております。また、校長先生にも相談し、ご了

解はいただいております。

今年度の活動案として、ご報告させていただきます。

具体的なスケジュール等は、今後の打ち合わせしながら決定し、委員の皆様にもご協力をお願いしていくことになると思いますが、よろしく申し上げます。

議長
(上野会長)

その他に何かございませんか？

野老山委員

先月の定例総会で中間管理機構を通した農用地利用配分計画の中で、(農)三崎に作らずことで決定をしたが、翌日に現地を見にいったら、すでに稲が植えられていた。承認後に植えるべきで、承認ありきで作業していた。申請が出たときに許可後に作業しなさいというべきである。形式だけで審議する農業委員会であればやめたらいい。事務局も申請がきた際には、許可前に植え付け等をしないように説明をしていただきたいと思います。もう審議をして済んだことであるからいいが、言わせてもった。

議長
(上野会長)

済んだこととは言いますが、申請とその時期、植え付けとかも加味して、「ありき」ということは無いようにして欲しいと思います。

事務局
(和泉)

この経過について、確認させてください。次回、どういった経過だったのか、説明したいと思います。

議長
(上野会長)

その他に何かございませんか？

ないようでしたら、これで6月定例総会を閉会といたします。